

中度・軽度の難聴高齢者への 補聴器助成がスタートします！

R8.4～
受付開始

概要

聴力機能の低下により、日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とし、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

対象者

次の1～4のすべてに該当する方

- (1) 申請時に住民基本台帳に記録されている65歳以上の方
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- (3) 補聴器の装用により、日常生活の改善及び社会参加の促進等一定の効果が期待できると医師により判断された方
- (4) その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けていない方

助成対象費用

補聴器の購入費用 **【※装用効果の高い側の片耳装用分】**
修理、保守、電池交換、付属品のための購入は除く

※対象補聴器・・・医療機器認証を取得した補聴器及び付属品
(イヤモールド等)

※補聴器販売店・・・認定補聴器専門店又は認定補聴器技能者が在籍する
販売店

主な対象となる補聴器の種類

- ポケット型
- 耳かけ型
- 耳穴型
- 骨導式

補聴器と付属品
セット購入可



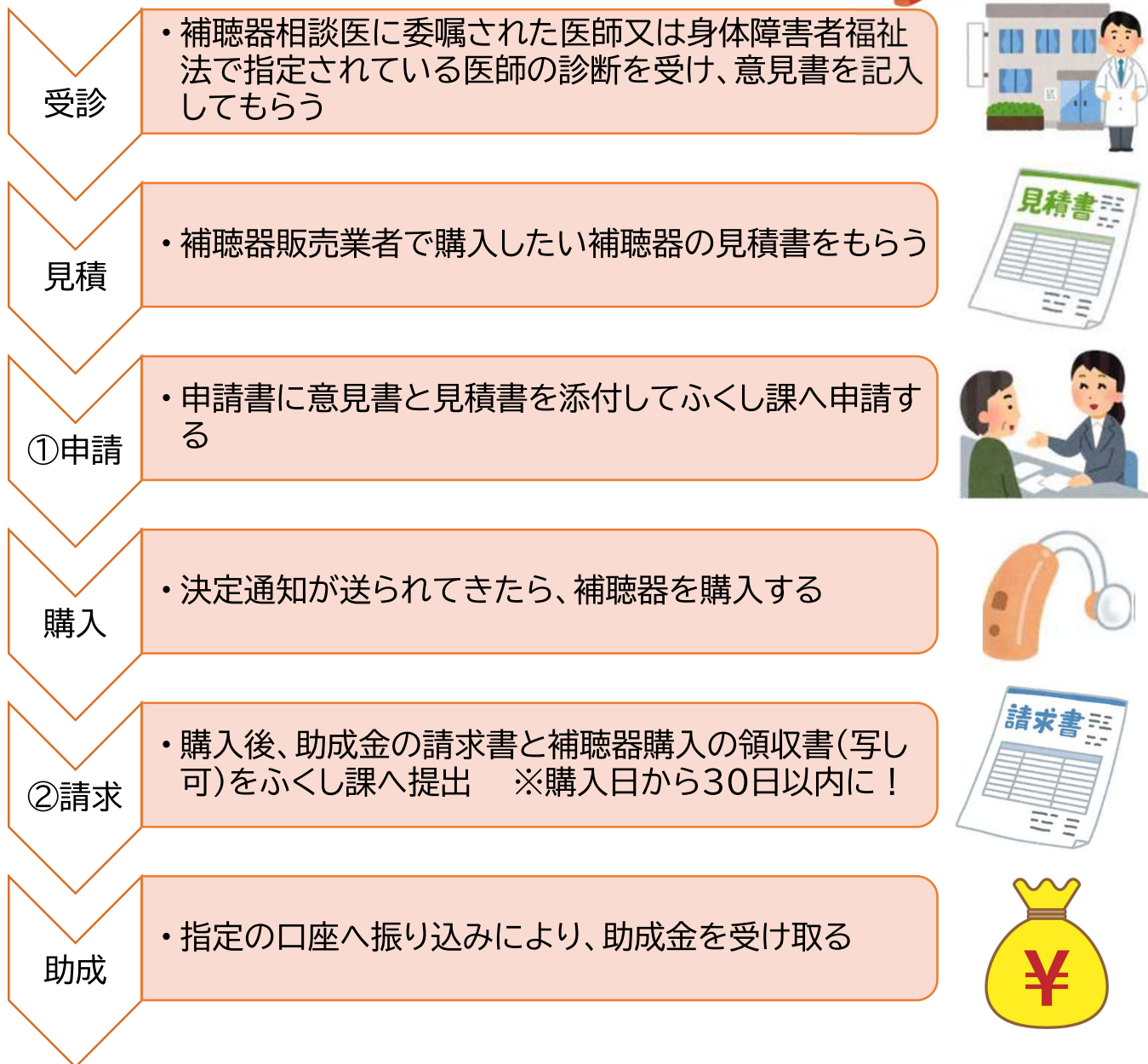
助成額

購入費の2分の1

上限額:30,000円 **※所得に関係なく助成します！**

お問い合わせ
南知多町役場ふくし課 0569-65-0711(内線133・134)

申請方法・手順



①助成申請時に提出する書類

- 交付申請書(様式第1号)
- 助成について医師の意見書(様式第2号)
- 補聴器の見積書

※交付決定前に購入したもののについては無効になりますので、交付決定後に必ず購入してください。

②交付決定後に提出する書類

- 助成金請求書(様式第5号)
- 補聴器購入の領収書又はその写し

※内容を審査・確認の上、助成金を支給します。

※助成金は請求書の提出日から30日以内に、指定の口座へ振り込みます。